

病院・避難所等への 平成30年度 石油製品貯槽設備利用促進事業

(経済産業省資源エネルギー庁:国庫補助金 予算1.2億円)

○災害等においても、医療、福祉施設や避難所等のライフライン機能を維持するために必要な石油製品を確保する目的で、貯槽設備等の設置費用を補助する事業です。

- * 対象となる石油製品と実質容量は、ガソリン 90L、軽油 450L、灯油 450L、重油 900L 以上です。
- * 対象設備は、貯槽タンクとその設置費、及び設置する貯槽タンク燃料により稼動する発電機や燃焼機器とその設置費です。

- (1) 病院や老人ホーム等
- (2) 公的避難所（協定等、地方公共団体が災害時に避難場所として指定した施設）
- (3) 一時避難所となり得るような施設等

- * (3) は例えば、地方自治体庁舎、オフィスビル、マンション、学校、幼稚園、保育園、工場、スーパー、コンビニ、ホテル、旅館、公民館、集会所、神社仏閣等です。※ガソリンスタンドやフリート等の燃料油を販売している施設等は除く。(※案件によっては交付出来ない場合もあります。)

本事業の実施によって、「国土強靱化基本計画」や自治体が定める「国土強靱化地域計画」等に位置づけられた燃料安定供給体制の維持・強化にも繋がるものです。

- * 「国土強靱化」や「災害基本法等の指定地域」を強化する案件を、審査委員会にて優先的に採択します。

設置する貯槽設備の燃料を使用する
発電機や燃焼機器設置の場合は **1500 万円**、
貯槽設備のみの場合は **1000 万円**が、補助金の上限額です。

○補助率は基本的に 1 / 2。中小企業は 2 / 3 となります

- * 複数施設に設置する場合は、1 事業者あたり 2500 万円が上限となります。
- * 石油製品の注入口から貯槽設備等及び貯槽設備等から使用機器との接続部までの範囲に係る経費が対象です。自家給油設備、撤去費、処分費等は対象外となります。



地下タンク



地上タンク



オイルタンク

○申請の手引き等：エネ総研 HP「公募・入札」 <http://www.iae.or.jp/> をご参照下さい。

○問合せ先：エネルギー総合工学研究所 技術開発支援センター

石油製品貯槽設備利用促進事業 担当宛て E-mail: sekiyu@iae.or.jp